

令和3年度 第1回国民健康保険運営協議会 会議録（要約）

開催日時	令和3年12月20日（月）18:30～19:15
開催場所	江別市民会館 37号室
出席委員（9名）	佐藤 功、荻野 薫、丸岡 里香、伊藤 公一、歸來 みどり、高橋 俊文、山田 勉、佐藤 浩之、戸城 和彦
欠席委員（2名）	野呂 三之、木津谷 吉子
事務局（8名）	健康福祉部長、健康福祉部次長、国保年金課長、国保年金課係長、国保年金課主査2名、国保年金課係員2名
議事	<p>1 報告事項</p> <p>(1) 令和3年度江別市国民健康保険特別会計決算見込みについて</p> <p>(2) 令和4年度江別市国民健康保険特別会計予算の編成方針について</p> <p>(3) 令和4年度国民健康保険事業費納付金概算額について</p> <p>(4) 国民健康保険一部負担金の免除等に係る取扱いの変更について</p> <p>(5) 国民健康保険条例の一部改正について（出産育児一時金の見直し）</p> <p>(6) オンライン資格確認について</p> <p>2 その他</p>

国保年金課長	<p>定刻となりましたので、ただいまから、令和3年度第1回江別市国民健康保険運営協議会を開会いたします。</p> <p>本日の会議は、野呂 三之委員と木津谷 吉子委員から欠席する旨の連絡がありました。</p> <p>定数11名の委員中9名の出席をいただいておりますことから、本日の運営協議会は成立しているものであります。</p> <p>なお、傍聴者1名がおりますことを、ご報告いたします。</p> <p>それでは、令和3年4月15日付けで交代がありました委員をご紹介しますいただきます。</p> <p>警察共済組合北海道支部事務長で、被用者保険代表の戸城 和彦委員です。引き続き、事務局職員をご紹介しますいただきます。</p> <p>（職員の紹介）</p> <p>これより本日の議事に入りますが、この後の進行につきましては、佐藤会長をお願いいたします。それでは会長よろしくをお願いいたします。</p>
佐藤会長	<p>それでは、順次、次第に従いまして、議事を進めさせていただきます。</p> <p>議事の前に1点ご報告いたします。第1回国保運営協議会の報告予定事項であった「国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）に係る令和2年度評価について」は、来年1月に開催予定の第2回国保運営協議会の議題にすることとなりましたので、皆さんにご報告いたします。</p> <p>なお、発言の際は、挙手をお願いいたします。事務局からマイクをお渡しし</p>

	<p>ますので、少々お待ちください。</p> <p>では、1 報告事項（1）「令和3年度江別市国民健康保険特別会計決算見込みについて」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告願います。</p>
<p>国保給付・年金担当主査</p>	<p>私から（1）令和3年度江別市国民健康保険特別会計決算見込みについて、ご報告いたします。</p> <p>資料の1ページをお開き願います。</p> <p>まず歳入です。令和3年度決算見込額Bの列をご覧ください。行番号1番、国民健康保険税の決算見込みは、19億9,001万円です。今年度においても収納率は高い水準を維持できる見込みで、新型コロナウイルス感染症の影響により減少すると見込んでいた保険税調定額が、新型コロナウイルス感染症流行以前の調定額と同程度だったことにより、決算見込みは前年度決算比2.2%増、当初予算比4.5%増となっております。</p> <p>行番号5番、道支出金は、算定の基礎となる保険給付費の支出状況などを基に決算見込みを算出した結果、90億7,924万9千円となっております。</p> <p>行番号8番、繰越金は、令和2年度決算における黒字額1億1,919万2千円となっております。</p> <p>これらの結果、歳入総額は124億1,685万2千円となっております。</p> <p>次に歳出です。行番号14番、保険給付費の決算見込みは89億33万5千円であり、前年度決算比3.2%増、当初予算比0.8%減となっております。</p> <p>行番号19番、基金積立金については、前年度繰越金から、今年度中に必要ななどを差し引いた額を基金に積み立てるもので、1億1,953万5千円と見込んでおります。</p> <p>これらの結果、歳出総額は122億9,162万6千円となっております。</p> <p>行番号24番、歳入歳出差引は1億2,522万6千円の黒字と見込んでおりますが、このうちの歳入には、行番号7番の基金からの繰入金と行番号8番の前年度繰越金を合わせて2億5,795万4千円、歳出には行番号19番の来年度以降の財源とするため基金への積立を1億1,953万5千円と見込んでおりますので、実質単年度収支は、行番号25番、1,319万3千円の赤字となる見込みです。</p> <p>なお、令和3年度末における基金残高は7億4,106万6千円と見込んでおります。</p> <p>また参考に、行番号27番に道支出金の返還などの精算要素を加味した収支も記載しております。</p> <p>以上です。</p>
<p>佐藤会長</p>	<p>ただいま事務局から、報告事項（1）の「令和3年度江別市国民健康保険特別会計決算見込みについて」の報告がありましたが、ご質問はございませんか。</p> <p>ないようですので、本件を終わります。</p> <p>次に、報告事項（2）「令和4年度江別市国民健康保険特別会計予算の編成方</p>

	<p>針について」を議題といたします。 事務局から報告願います。</p>
<p>国保給付・年金担当主査</p>	<p>私から（２）令和４年度江別市国民健康保険特別会計予算の編成方針についてご報告いたします。</p> <p>資料の２ページをお開き願います。</p> <p>令和４年度の予算につきましては、現在、編成中でございますので、編成にあたっての基本方針や、歳入歳出の項目ごとや被保険者数などの年度の推移を中心にご説明いたします。</p> <p>まず、（１）基本方針は記載のとおりです。これらはいずれも、安定した国保事業の運営に必要な事項であります。</p> <p>次に、（２）基本的事項として、予算編成にあたっての基礎数値などを記載しております。</p> <p>被保険者数の推移としましては、年々減少の傾向にあります。また、退職被保険者につきましては、平成２７年度以降は経過措置に該当する方のみが対象となっており、現在対象者はありません。</p> <p>次の表は、保険税の収納率について記載しておりますが、平成３０年度から令和２年度までの平均収納率を、令和３年度及び令和４年度の収納率として見込んでおります。</p> <p>その次の表は、保険給付費であります。北海道が過去の保険給付費の推移と被保険者数などから推計しており、その数値を参考とし、保険給付費に不足が生じないように、前年度当初予算比１．７％増の９０億５，６００万円と積算しております。</p> <p>次の表は、国民健康保険事業費納付金であります。北海道が国民健康保険事業に要する費用から積算しており、前年度当初予算比０．７％増の３０億８，５４０万６千円となっております。</p> <p>次に、現段階の予算見込額をご説明しますので、１ページにお戻りください。</p> <p>資料右側Ｃ列「令和４年度予算見込額」につきましては、１２月現在の値であり、現行の保険税率での歳入額の見込であるため、歳入額に不足が生じております。この後の報告事項で詳しい内容を説明いたします。</p> <p>予算としましては、歳入歳出額を一致させる必要がありますことから、本日のご意見等を踏まえまして、再積算する予定でありますので、予算要求額として最終のものとなっておりますことを、お含み置き願います。</p> <p>令和４年度予算の見込状況であります。まず下段の歳出につきましては、行番号１４番、保険給付費については、先ほどご説明したとおりです。</p> <p>なお、保険給付費の財源については、北海道から全額が保険給付費交付金として交付されますので、見込額以上に保険給付費の支払が生じたとしても、歳入額不足にはなってございません。</p> <p>また、行番号１５番、国民健康保険事業費納付金については、先ほどご説明したとおりで、北海道が提示する金額を各市町村が納付することになります。</p>

	<p>歳入に戻りまして、これらを踏まえ、行番号1番、国民健康保険税については、現行の税率と、来年度も現在の収納率を維持する前提での積算では、被保険者数の減少はありますが、令和3年度決算見込みでご報告したとおり、新型コロナウイルス感染症による所得減少の影響はないと見込み、前年度予算比0.1%増の19億536万5千円の見込みとなります。</p> <p>このほか過去の実績等から、その財源となる道支出金、一般会計繰入金などを積算しております。</p> <p>この結果、行番号10番の歳入総額は122億2,735万円、行番号21番の歳出総額は123億8,109万5千円で、行番号24番の歳入歳出差引額1億5,374万5千円の不足となっております。</p> <p>以上です。</p>
佐藤会長	<p>ただいま事務局から、報告事項(2)「令和4年度江別市国民健康保険特別会計予算の編成方針について」の報告がありました。ご質問はございませんか。</p>
佐藤委員	<p>予算というのは事業計画があつてのものと思いますが、この資料の中に基本方針の記載はありますが、具体的な取組内容の記載がありません。</p> <p>医療費適正化や収納対策、保健事業の推進、特定健診や特定保健指導の実施率向上の取組みについては、PDCAサイクルに基づいた実施が求められると思いますが、具体的な取組内容についても、第2回の会議の中でお示ししていただければと思います。</p> <p>次に、保険者努力支援制度の関係です。保険者努力支援制度というのは、健康づくりを通じて医療費の適正化を目指す取組みを推進するもので、非常に重要なものだと思っています。交付金も増えるため、財政の影響も大きいものだと思いますが、江別市の状況について、道内の自治体と比較して上位なのか、前年度から向上しているのか、また、取組みが進んでいない項目について、第2回の会議の中でお示しいただければと思います。</p>
国保年金課長	<p>2点ほどご指摘をいただきました。基本方針の具体的な取組みを示していただきたいこと、保険者努力支援制度の江別市の状況等につきまして、お求めがございましたので、次回の会議で改めてご説明をさせていただきたいと考えております。</p>
佐藤会長	<p>それでは、今のご要望に対して次回、基本方針の具体例、詳細を説明することによってよろしく申し上げます。</p> <p>他にないようですので、本件を終わります。</p> <p>次に、報告事項(3)「令和4年度国民健康保険事業費納付金の概算額について」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告願います。</p>
国保賦課係長	<p>それでは、報告事項(3)令和4年度国民健康保険事業費納付金概算額についてご報告いたします。</p> <p>資料3ページをお開き願います。</p> <p>上段「概算納付金の概要」でございますが、北海道は国保運営方針に規定す</p>

	<p>る算定方法により、国が示す全国平均医療費や国保加入者が負担する後期高齢者支援金と介護納付金の負担見込額などの仮係数を基に、概算納付金を算定し、市町村に提示します。北海道と市町村はこの額を基本に令和4年度国保特別会計の予算を編成することになります。</p> <p>また、今後の予定としましては、年末に国の予算案が確定後、これら係数の確定数値が国から都道府県に示され、北海道は確定納付金を算定して市町村に提示し、北海道と市町村は、この確定額を基に予算措置をすることになります。</p> <p>中段の「北海道国保特別会計」ですが、北海道は全道で必要となる保険給付などの総額を4,684億円と見積もり、その財源は被用者保険加入者が負担する前期高齢者交付金1,678億円のほか、全道の市町村が納める国保事業費納付金が1,478億円などとなっております。</p> <p>次に、下段「市町村国保特別会計」ですが、国保事業費納付金から各市町村に国・道から交付される交付金や、一般会計からの繰入金などの個別歳入を控除し、特定健診等の保健事業費などの個別歳出を加えることで、全道市町村の保険税収納必要額を、1,213億円と見積もっております。市町村は保険税を主な財源として、法定外一般会計繰入金や基金繰入金などにより、保険税収納必要額を賄うことになります。</p> <p>続きまして資料4ページをお開き願います。</p> <p>上段「江別市国保事業費納付金概算額と保険税収納必要額」ですが、北海道が算定した当市の国保事業費納付金 a は、30億8,540万4千円となっております。ここから個別歳入・個別歳出 b を増減した結果、保険税収納必要額 c は、24億6,101万9千円となります。これに対し、当初の保険税を現行税率で見積もった賦課総額 d は、23億6,983万9千円を見込んでおります。また、賦課総額を過去3か年の平均収納率 e で割り返した収納見込額 f は、22億9,566万3千円となり、保険税収納必要額 c との比較では、1億6,535万6千円の不足が見込まれるものであります。</p> <p>参考として、その下に令和3年度の納付金確定額と令和4年度納付金概算額との比較を記載しておりますが、令和4年度の概算額は、今年度との比較で、2,191万9千円の増加となっております。</p> <p>算定の基礎となる被保険者数は507人減少していることから、被保険者1人あたりの負担額は、13万円となり、今年度より3千円の増加となるものであります。</p> <p>以上です。</p>
佐藤会長	<p>ただいま事務局から、報告事項(3)「令和4年度国民健康保険事業費納付金概算額について」の報告がありましたが、ご質問はございませんか。</p>
佐藤委員	<p>資料4ページの現行税率 e 欄「収納率」96.87%ですが、過去3か年の収納率の平均であると説明いただきましたが、資料2ページの令和4年度収納率見込みは、97.3%と記載がありますが、その差を教えてくださいと思います。</p>

国保年金課長	<p>2ページの収納率と4ページの収納率の差でございますが、2ページは江別市の過去3か年分の平均を出した率となっております。4ページの収納率は、国保事業費納付金を算定するにあたり、道から示された率を用いており、便宜的に使い分けていることをご理解いただきたいと存じます。</p>
佐藤会長	<p>ほかにはないようですので、本件を終わります。</p> <p>次に、報告事項(4)「国民健康保険一部負担金の免除等に係る取扱いの変更について」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告願います。</p>
国保給付・年金担当主査	<p>私から(4)国民健康保険一部負担金の免除等に係る取扱いの変更について、ご報告いたします。</p> <p>資料の5ページをお開き願います。</p> <p>初めに1の変更理由であります。一部負担金減免制度は、国民健康保険法第44条の規定に基づき、一時的に収入が減少し、著しく生活が困窮するなど特別な理由がある場合に、被保険者が医療機関の窓口で支払う医療費について、減免等ができるもので、その取扱いについては、これまで国の通知に基づき、各保険者が、関係規則や要領等で基準を定め、運用してきたところです。</p> <p>現在、北海道では、国保制度の都道府県単位化にあたり、事務の標準化や給付の均衡化に向けた作業を進めており、一部負担金の取扱いにつきましても、先般、標準例が示されたところであります。</p> <p>そのため、本市においても、現行の取扱要領を廃止し、北海道の標準例に準じた形で関係規則を改正するほか、新たに取扱要綱を制定したものです。</p> <p>次に、2の北海道の標準例(新方式)と江別市(現行方式)の主な比較についてですが、①の免除対象となる事由については、おおむねこれまでと同様であります。②の対象療養もこれまで同様、入院を対象とするものであります。③の免除等の区分ですが、減額を廃止し、免除及び猶予に限定するものであります。④の免除対象となる収入減少基準ですが、今後は、申請月以降3か月と前年同時期の3か月の収入月額平均を比較して減少している場合が対象になります。また、⑤の収入月額では、申請月の収入月額が生活保護基準額以下となる場合が対象となり、⑥の預貯金額については、これまで同様、生活保護基準額の3か月以下が対象となります。⑦の支給期間ですが、原則3か月という基準は変わりませんが、これまでは最大6か月であったのに対し、今後は上限を設けず、さらに必要な場合は、都度新たに申請し、審査することになります。⑧の支払い方法ですが、これまで償還払を認めておりませんでした。必要に応じて償還払をできるようにするものであります。</p> <p>次に、3の施行期日であります。北海道では令和3年8月までの施行を目途と示していたところですが、本市では対象となる被保険者や医療機関への事前周知が必要と考えますことから、年度途中からではなく、令和4年4月1日からとするものであります。</p> <p>参考に過年度実績を記載しております。本市では過去5年間のうち、平成2</p>

	<p>8年度と令和元年度に、それぞれ1件の免除を行っております。</p> <p>6ページをお開き願います。</p> <p>こちらは、今ほどご説明した内容についてのフロー図となっておりますので、後ほどご参照いただきたいと思いますと存じます。</p> <p>以上です。</p>
佐藤会長	<p>ただいま事務局から、報告事項(4)「国民健康保険一部負担金の免除等に係る取扱いの変更について」の報告がありましたが、ご質問はございませんか。</p> <p>ないようですので、本件を終わります。</p> <p>次に、報告事項(5)「国民健康保険条例の一部改正について(出産育児一時金の見直し)」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告願います。</p>
国保給付・年金担当主査	<p>私から(5)国民健康保険条例の一部改正(出産育児一時金の見直し)について、ご報告いたします。</p> <p>資料の7ページをお開き願います。</p> <p>初めに1の改正理由であります。現在、国保の被保険者が出産した際、出産育児一時金として40万4千円を支給しており、産科医療補償制度に加入する分娩機関等で出産した場合は、当該制度の掛金分として1万6千円を加算し、総額42万円を支給しております。</p> <p>先般、国の社会保障審議会医療保険部会において、当該制度の見直しが行われ、令和4年1月1日から掛金が1万6千円から1万2千円に引き下げられること、また、同部会の議論の整理において、少子化対策としての重要性に鑑み、制度対象となる場合の総額を42万円に維持すべきとされたことを踏まえ、健康保険法施行令の一部改正が行われ、出産育児一時金を40万4千円から40万8千円に引き上げることで、総額を維持することになったものであります。</p> <p>そのため、本市においても当該制度の見直しや、政令の一部改正に合わせて、国民健康保険条例及びこれに関連する国民健康保険事業規則について、それぞれ所要の改正を行うものであります。</p> <p>次に、2の改正内容であります。出産育児一時金の基本額を定める条例第5条第1項において、現行の40万4千円から4千円引き上げて40万8千円に、産科医療補償制度の掛金分を定める規則第10条第2項において、現行の1万6千円から4千円引き下げて1万2千円にそれぞれ改めるものであります。総額42万円に変更はありません。</p> <p>次に、3の施行期日は、健康保険法施行令の一部改正の施行日に合わせて、令和4年1月1日とするもので、4の経過措置は、資料に記載の内容を規定するものであります。</p> <p>次に、参考資料についてご説明しますので、8ページをご覧ください。</p> <p>まず、上段の産科医療補償制度の概要であります。厚生労働省のホームページから引用したものであります。</p> <p>当制度は、分娩において発症した重度脳性まひの子どもと家族の経済的負担</p>

	<p>を補償することなどを目的に、1件当たり3千万円の補償金を支払う制度であり、平成21年1月から適用が開始されております。</p> <p>下段は、産科医療補償制度創設後の出産育児一時金に係る支給額のこれまでの推移を記載しておりますので、ご参照いただければと存じます。</p> <p>なお、9ページは、11月25日の令和3年第4回江別市議会定例会で議決された、江別市国民健康保険条例の一部改正の議案であります。</p> <p>以上です。</p>
佐藤会長	<p>ただいま事務局から、報告事項(5)「国民健康保険条例の一部改正について(出産育児一時金の見直し)」の報告がありましたが、ご質問はございませんか。</p> <p>ないようですので、本件を終わります。</p> <p>次に、報告事項(6)「オンライン資格確認について」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告願います。</p>
国保給付・年金担当主査	<p>私から(6)オンライン資格確認について、ご報告いたします。</p> <p>資料の10ページをお開き願います。</p> <p>「マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになるオンライン資格確認」についてですが、今年1月に書面開催を行った令和2年度第2回国保運営協議会において、国は令和3年3月から実施する予定としていることをご報告いたしました。令和3年10月20日に本格運用が開始されたことから、改めてご報告させていただきます。</p> <p>オンライン資格確認を導入している医療機関や薬局等においては、被保険者がマイナンバーカードを提示することで受診ができるようになります。これまでどおり健康保険証での受診も可能です。マイナンバーカードを健康保険証として利用できる医療機関等は、厚生労働省のホームページから確認することができ、江別市内の医療機関等では12月12日現在で14の医療機関等があります。</p> <p>マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、事前にマイナポータルで利用申込が必要となります。パソコンやスマートフォンを利用し自身で申込みすることができますが、市役所の窓口でも利用申込の支援を実施しており、現在は1日に2から3件ほどの利用があります。</p> <p>資料の右側にはマイナンバーカードを健康保険証として利用するメリットについて記載しておりますので、ご参照いただければと存じます。</p> <p>以上です。</p>
佐藤会長	<p>ただいま事務局から、報告事項(6)「オンライン資格確認について」の報告がありましたが、ご質問はございませんか。</p> <p>ないようですので、報告事項を終わります。</p> <p>それでは、最後に、2 その他について、委員の皆様から何かありますでしょうか。</p>
佐藤委員	<p>統一保険料率に向けた取組みについて、次回の協議会で構いませんので、状況を教えていただきたいと思います。</p>

	<p>現在、北海道において統一保険料率の議論がされていると思いますが、北海道から統一保険料率に向けた、賦課限度額の統一時期や、賦課割合の是正などについて、各市町村に示されているのか教えていただきたいと思います。また、江別市の保険料率は、道内の市町村の中で、比較して高いのか低いのかを教えてくださいいただきたいと思います。</p>
国保年金課長	<p>標準保険料率につきましては、毎年度、北海道から示されているものでございます。</p> <p>標準保険料率の率や額よりも、江別市の方が現時点で低く設定しておりますので、将来的には標準保険料率に合わせていくような対策を考えていかなければならないと認識しております。</p> <p>道の標準保険料率や江別市の税率の比較につきまして、次回資料でお示ししたいと考えております。</p>
佐藤委員	<p>賦課限度額について、江別市は1年遅れで改定していますが、今後統一する必要があるのでしょうか。</p>
国保年金課長	<p>限度額につきましても現在江別市では、委員ご指摘のとおり、1年遅れで運営協議会に諮った上で改定を行っております。</p> <p>道では、令和12年度に保険料率の統一を考えておりますので、それまでに合わせる必要があります。1年遅れではなく、道で示した率に従いまして、全道の市町村が同じ基準になるものと認識しております。</p>
佐藤会長	<p>他にないようでしたら、事務局から何かありますか。</p>
国保年金課長	<p>今回の開催であります。先ほどご報告した令和4年度国民健康保険事業費納付金の確定額などについてご報告いたしたく、来年1月に運営協議会の開催をお願いいたします。</p> <p>開催日程であります。1月20日または、25日を予定しております。できましたら閉会后に、委員の皆様のご都合を確認させていただきたいと存じます。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、書面開催とする場合がございますので、ご了承いただきたいと存じます。</p> <p>以上です。</p>
佐藤会長	<p>ただいま事務局から説明がありました。ご質問などはありますでしょうか。特になければ、これをもちまして本日の会議を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">閉 会</p>